

家財保険 普通保険約款

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
この約款	家財保険普通保険約款をいいます。
普通約款	
お客様	保険契約者をいいます。
被保険者	保険証券等記載の被保険者およびその者と同居する者をいいます。
保険金を受け取るべき者	第26条（保険金の請求）第5項に規定する被保険者の代理人をいいます。
弊社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
保険証券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、弊社が作成し、郵送または電磁的方法でお客様に交付する書面をいいます。
継続証	保険契約を継続した際に、新たに保険証券を発行しないで、保険証券に代わるものとして、弊社が作成し、郵送または電磁的方法でお客様に交付する書面をいいます。
保険証券等	保険証券および継続証をいいます。
住宅	被保険者が居住する保険証券等記載の戸室または建物をいいます。
家財	住宅に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する者が所有するものをいいます。
持ち出し家財	家財のうち、被保険者または被保険者と同居する者によって住宅から一時的に持ち出された家財をいいます。
建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するものをいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
保険金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、弊社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。保険金の種類は、損害保険金、持ち出し家財保険金、臨時費用保険金、修理費用保険金、水道管等修理費用保険金、地震火災費用保険金、ドアロック交換費用保険金、ピッキング防止費用保険金、残存物清掃費用保険金、近隣見舞費用保険金、緊急避難費用保険金、洗面台交換費用保険金、ガラス交換費用保険金、便器交換費用保険金、浴槽交換費用保険金および遺品整理費用保険金があります。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、弊社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険証券等に記載されています。

再調達価額	損害が生じた時および場所における家財と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた時および場所における家財の時価額をいいます。
損害	滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家財または持ち出し家財について生じた損害を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
風災	台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
ひょう災	ひょう（積乱雲から降る大粒の氷）によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪こう水によって生じた事故を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
第三者	被保険者および被保険者と同居する者以外の者をいいます。
貴金属等	1個または1組の時価額が30万円をこえる貴金属、時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
保険期間	弊社が保険責任を負う期間をいい、保険証券等記載の保険始期日（保険期間の初日）に始まり、保険証券等記載の保険終期日（保険期間の最終日）に終わります。
お客様の住所	保険証券等記載のお客様の住所をいいます。ただし、第11条（お客様の住所変更）の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。
事故通知日	第24条（損害発生の場合のお手続き）第1項の通知日をいいます。

第2条（保険の目的の範囲）

1 保険の目的の範囲は、被保険者が居住する保険証券等記載の住宅および住宅と同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に収容されている家財とします。ただし、次に掲げるものは、家財に含まれません。

- （1）自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）。
- （2）通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの。
- （3）義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- （4）動物および植物等の生物。
- （5）稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。
- （6）テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの。

(7) 商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。

(8) その他保険証券等記載のもの。

2 次に掲げるもので被保険者の所有するものは、家財に含まれます。

(1) 畳または建具類。

(2) 電気・ガス・冷房・暖房設備その他の付属設備。

(3) 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備。

第3条（保険金をお支払いする場合）

1 弊社は、この約款に従い、次の各号のいずれかの事故によって家財（持ち出し家財を除きます。）に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

(1) 火災。

(2) 落雷。

(3) 破裂または爆発。

(4) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(5) 風災、ひょう災、雪災。ただし、住宅またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

(6) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(7) 騒じょうおよびこれに類似の集団行為（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為。

2 弊社は、この約款に従い、盗難によって家財（持ち出し家財を除きます。）に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をした場合に限りします。

3 弊社は、第2条（保険の目的の範囲）の規定にかかわらず、住宅内において通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実があったことを条件とします。

(1) お客様または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

(2) 被保険者が、盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をしたこと。

(3) 盗難にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと。（現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正使用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。）

4 弊社は、この約款に従い、日本国内の他の建築物（アーケード、地下道等もっぱら通路に利用されるものを除きます。）内において第1項または第2項の事故によって、持ち出し家財に損害が生じたときは、その損害に対して、持ち出し家財保険金をお支払いします。

5 弊社は、この約款に従い、第三者のいたずら（未遂事故を含みます。）によって保険の

目的について生じた破損、き損または汚損の損害に対して損害保険金をお支払いします。ただし、お客様または被保険者が第三者のいたずらを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

6 弊社は、この約款に従い、水害によって保険の目的に発生した次の各号に掲げる損害に対して、損害保険金をお支払いします。

(1) 床上浸水によって損害が生じた場合。

(2) (1) の規定にかかわらず、保険の目的の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合。

7 弊社は、この約款に従い、第1項の事故によって損害保険金が支払われる場合は、保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金をお支払します。

8 弊社は、この約款に従い、次の各号のいずれかの事故により住宅または住宅と同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に損害が生じた場合において、被保険者（第8項（9）の場合は被保険者の法定相続人）が自己の費用で現実これを修理したときは、住宅または住宅と同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(1) 火災。

(2) 落雷。

(3) 破裂または爆発。

(4) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。

(5) 盗難。

(6) 風災、ひょう災、雪災。ただし、住宅またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

(7) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(8) 第三者のいたずらによる損害。ただし、所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

(9) 住宅内での被保険者の死亡。

9 弊社は、この約款に従い、凍結により住宅の専用水道管に損害（パッキングにのみ生じた損害を除きます。）が生じた場合、または、凍結により住宅の給湯器に損害が生じた場合において、被保険者が自己の費用でこれを修理したときは、水道管または給湯器を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用（以下「水道管等修理費用」といいます。）に対して、水道管等修理費用保険金をお支払いします。

ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）の専用水道管にかかわる水道管等修理費用保険金は支払いません。

10 弊社は、この約款に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接

の原因とする火災によって、保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次に掲げる事実のいずれかに該当する場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金をお支払いします。

(1) 保険の目的を収容する住宅が半焼以上となった場合。

(2) 住宅に(1)までの損害がない場合で、保険の目的が全焼の場合。

なお、損害の状況の認定は、(1)の場合においては住宅に対して行い、(2)の場合においては保険の目的に対して行います。

11 弊社は、この約款に従い、住宅のかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者が自己の費用でドアロック（ドアの錠をいいます。）を交換したときは、同一の構造、質、規模、能力のドアロックを交換するために必要な費用（以下「ドアロック交換費用」といいます。）に対して、ドアロック交換費用保険金をお支払いします。

12 弊社は、この約款に従い、住宅が盗難あるいは第三者のいたずらに遭い、玄関ドアのロック（ドアの錠をいいます。）を開錠され、被保険者が自己の費用でドアロックを交換したときは、同一の構造、質、規模、能力のドアロックを交換するために必要な費用、もしくは防犯装置設置の費用に対して、ピッキング防止費用保険金をお支払いします。

13 弊社は、この約款に従い、第1項または第2項の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた家財の残存物の清掃および運搬をするための費用（以下「残存物清掃費用」といいます。）に対して、残存物清掃費用保険金をお支払いします。

14 弊社は、この約款に従い、第1項の損害保険金が支払われる場合において、家財または住宅から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物に限ります。）に滅失、き損または汚損の損害（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）が生じたときは、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、近隣見舞費用保険金をお支払いします。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物に損害が生じた場合を除きます。

15 弊社は、この約款に従い、第1項または第2項の損害保険金が支払われる場合において、住宅に損害が生じ、被保険者が、住宅の代替として居住用施設または宿泊施設を臨時に使用したときは、その施設を臨時に使用する際の賃借または宿泊の費用（以下「緊急避難費用」といいます。）に対して緊急避難費用保険金をお支払いします。ただし、住宅の復旧のために通常要する期間の緊急避難費用に限るものとし、次に掲げる費用を除きます。

(1) 敷金等その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金。

(2) 損害が発生した日からその日を含めて30日間をこえる期間に対応する費用。

16 弊社は、この約款に従い、住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換したときは、同一の構造、質、規模、能力の洗面台を交換するために必要な費用に対して、洗面台交換費用保険金をお支払いします。ただし、第8項に規定する修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

17 弊社は、この約款に従い、熱（火災を除きます。）により住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でこれを交換したときは、同一の構造、質、規模、能力のガラスを交換するために必要な費用に対して、ガラス交換費用保険金をお支払いします。ただし、第8項に

規定する修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

18 弊社は、この約款に従い、住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換したときは、同一の構造、質、規模、能力の便器を交換するために必要な費用に対して、便器交換費用保険金をお支払いします。ただし、第8項に規定する修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

19 弊社は、この約款に従い、住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換したときは、同一の構造、質、規模、能力の浴槽を交換するために必要な費用に対して、浴槽交換費用保険金をお支払いします。ただし、第8項に規定する修理費用保険金または賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

20 弊社は、この約款に従い、住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で現実にこれを負担したときは、それによって発生する費用に対して、遺品整理費用保険金をお支払いします。ただし、賠償責任保険に規定する賠償責任保険金が支払われる場合もしくは被保険者の法定相続人がいない場合を除きます。

第4条（お支払いする保険金の額）

1 弊社は、保険金額を限度とし、次の各号によって計算された損害の額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の損害保険金として、お支払いします。

（1）弊社が損害保険金としてお支払いする損害の額は、家財の再調達価額によって定めます。

（2）家財が貴金属等である場合は、（1）の規定にかかわらず、損害保険金としてお支払いする損害の額は、その貴金属等の時価額によって定めます。ただし、1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき50万円を限度とします。

2 弊社は、次の各号によって計算された損害の額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の損害保険金として、お支払いします。

（1）弊社が損害保険金としてお支払いする損害の額は、家財の再調達価額によって定めます。ただし、1事故50万円を限度とします。

（2）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その家財の再調達価額を限度とします。

（3）家財が貴金属等である場合は、（1）の規定にかかわらず、損害保険金としてお支払いする損害の額は、その貴金属等の時価額によって定めます。ただし、1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき50万円を限度とします。

3 弊社は、次の各号によって計算された損害の額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第3項の損害保険金として、お支払いします。

（1）弊社は、通貨の盗難の場合には、1回の事故につき、1世帯ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、お支払いします。

（2）弊社は、預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき、1世帯ごとに200万円

または保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、お支払いします。

4 弊社は、次の各号によって計算された損害の額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第4項の持ち出し家財保険金としてお支払いします。

（1）弊社が持ち出し家財保険金としてお支払いする損害の額は、その家財の再調達価額によって定めます。

（2）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その持ち出し家財の再調達価額を限度とします。

（3）持ち出し家財が貴金属等である場合は、（1）の規定にかかわらず、持ち出し家財保険金としてお支払いする損害の額は、その貴金属等の時価額によって定めます。ただし、1個または1組ごとに30万円を限度とします。

（4）（1）から（3）までの各号によって計算された損害の額が、50万円または保険金額の20％に相当する額のいずれか低い額をこえるときは、いずれか低い額を損害の額とします。

5 弊社は、第3条（保険金をお支払いする場合）第5項の事由によってお支払いする損害保険金の支払額を、家財の再調達価額によって定めます。ただし、1回の事故につき30万円を限度とします。

6 弊社は、第3条（保険金をお支払いする場合）第6項の事由によってお支払いする損害保険金の支払額を、家財の再調達価額によって定め、次の各号によって計算された損害の額をお支払いします。

（1）第3条（保険金をお支払いする場合）第6項（1）に該当する場合

① 保険の目的に再調達価額の30％以上の損害が生じた場合

損害の額×100％＝損害保険金

ただし、保険金額を限度とします。

② 保険の目的に再調達価額の15％以上30％未満の損害が生じた場合

保険金額×10％＝損害保険金

ただし、1事故60万円を限度とします。なお、保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、上記計算式の「保険金額」を「保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

③ 保険の目的に再調達価額の15％未満の損害が生じた場合

保険金額×5％＝損害保険金

ただし、1事故30万円を限度とします。なお、保険金額が保険の目的の再調達価額を超えるときは、上記計算式の「保険金額」を「保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

（2）第3条（保険金をお支払いする場合）第6項（2）に該当する場合

損害の額×100％＝損害保険金

ただし、保険金額を限度とします。

7 弊社は、第3条（保険金をお支払いする場合）第7項の事由によってお支払いする臨時費用保険金の支払額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の損害保険金の30％に相当する額と定め、1事故100万円を限度としてお支払いします。

8 弊社は、1回の事故につき100万円を限度とし、修理費用の額を、第3条（保険金を

お支払いする場合) 第8項の修理費用保険金としてお支払いします。ただし、第3条(保険金をお支払いする場合) 第8項(9)の場合は、1回の事故につき50万円を限度とします。

9 弊社は、1回の事故につき10万円を限度とし、水道管等修理費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第9項の水道管等修理費用保険金としてお支払いします。

10 弊社は、保険の目的の再調達価額の5%を限度とし、次の算式によって計算された額を、地震火災費用保険金としてお支払いします。

保険金額×5%＝地震火災費用保険金

11 弊社は、1回の事故につき3万円を限度とし、ドアロック交換費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第11項のドアロック交換費用保険金としてお支払いします。

12 弊社は、1回の事故につき3万円を限度とし、ピッキング防止費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第12項のピッキング防止費用保険金としてお支払いします。

13 弊社は、1回の事故につき第3条(保険金をお支払いする場合) 第1項および第2項の損害保険金の5%に相当する額を限度とし、残存物清掃費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第13項の残存物清掃費用保険金としてお支払いします。

14 弊社は、1回の事故につき保険金額の5%に相当する額を限度とし、第3条(保険金をお支払いする場合) 第14項の近隣見舞費用保険金として、損害が生じた世帯または法人(以下「被災世帯」といいます。)の数に5万円を乗じた額を、お支払いします。

15 弊社は、1回の事故につき第3条(保険金をお支払いする場合) 第1項および第2項の損害保険金の5%に相当する額を限度とし、緊急避難費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第15項の緊急避難費用保険金として、お支払いします。

16 弊社は、1回の事故につき5万円を限度とし、洗面台交換費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第16項の洗面台交換費用保険金としてお支払いします。

17 弊社は、1回の事故につき10万円を限度とし、ガラス交換費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第17項のガラス交換費用保険金としてお支払いします。

18 弊社は、1回の事故につき10万円を限度とし、便器交換費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第18項の便器交換費用保険金としてお支払いします。

19 弊社は、1回の事故につき5万円を限度とし、浴槽交換費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第19項の浴槽交換費用保険金としてお支払いします。

20 弊社は、1回の事故につき30万円を限度とし、遺品整理費用の額を、第3条(保険金をお支払いする場合) 第20項の遺品整理費用保険金としてお支払いします。

21 第1項から第20項までの各項によって計算された額の合計額が1000万円をこえる場合においては、弊社がお支払いする保険金は1000万円とします。

第5条(他の保険契約がある場合の保険金の額)

1 弊社は、第3条(保険金をお支払いする場合)の損害または費用を担保する他の保険契約(認可特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含む、以下同じ)がある場合には、他の保険契約がないものとして計算された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額をこえるときは、次の各号によって計算した額を、保険金としてお支払いします。

(1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額。

(2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。 2 第1項の場合において、第3条（保険金をお支払いする場合）第7項の臨時費用保険金およびに第13項の残存物清掃費用保険金につき、他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第5項までの損害保険金の額は、第1項の規定を適用して算出した額とします。 3 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第1項の規定をおのおの別に適用します。
第6条（保険金をお支払いしない場合） 1 弊社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 (1) お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。 (2) 被保険者でない者（以下「甲」といいます。）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、甲または甲の法定代理人（甲が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、甲の他に保険金を受け取るべき者（以下「乙」といいます。）がいる場合には、乙が受け取るべき保険金については、お支払いします。 (3) 家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意。 (4) 家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ。 (5) 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の事故の際における家財の紛失または盗難。 (6) 家財が屋外にある間に生じた盗難。ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 (7) 持ち出し家財である自転車の盗難。 2 弊社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金をお支払いしません。 (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。 (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。 (4) (3) 以外の放射性放射または放射能汚染。
第7条（重複契約の禁止） この保険契約の被保険者は、重複して弊社の他の家財保険契約の被保険者となることはでき

ません。

第8条（保険期間）

保険期間は2年とし、保険証券等に記載された保険始期日の0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。

第9条（ご契約時の告知義務）

1 お客様、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、弊社が告知を求めた次の各号（以下「告知事項」といいます。）について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。

- （1）お客様の氏名または名称。
- （2）被保険者の氏名または名称。
- （3）住宅の住所。
- （4）住宅の用途。
- （5）他の保険契約の有無。

2 弊社は、保険契約締結の際、お客様、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、お客様に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- （1）第2項の事実がなくなった場合。
- （2）弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。

（3）お客様または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

（4）弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とはかかわりありません。

5 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

6 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（ご契約後の通知義務）

1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、郵送または電磁的方法により、遅滞なく、その旨を弊社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

(1) 住宅の用途を変更したこと。 (2) 家財を譲渡したこと。 (3) 家財を他の場所に移転したこと。 (4) 家財を保険の目的とした他の保険契約を締結したこと。 (5) 前各号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険証券等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。 2 弊社は、お客様または被保険者が第1項（1）から（3）の事実が発生しているにもかかわらず、第1項の手続きを怠った場合には、第1項（1）から（3）の事実が発生した時またはお客様もしくは被保険者がその発生を知った時から弊社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、お客様が第1項の手続きを行ったとしても、弊社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払いします。 3 弊社は、第1項（1）の事実がある場合において、住宅の用途を住宅以外へ変更した場合は、お客様の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とはかかわりありません。 4 第1項の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の通知をしなかったとき、または、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 5 第4項の規定による解除が第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じたときから、解除がなされたときまでに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とはかかわりありません。 6 第5項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。 7 第3項および第4項の規定は、弊社が、同項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じたときから5年を経過した場合には適用しません。 8 第3項および第4項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
第11条（お客様の住所変更） お客様が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客様は、郵送または電磁的方法により、遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。
第12条（保険契約が無効となる場合） 保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。

(1) お客様または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。 (2) 既に被保険者を同じくする弊社の他の家財保険契約があるとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。 (3) お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。
第13条（お客様による保険契約の解約） 1 お客様は、郵送または電磁的方法により、弊社所定の書面にて弊社に通知することにより、この保険契約を解約することができます。 2 弊社は、第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、保険料を返還しません。 3 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。
第14条（保険契約の取消し） お客様または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
第15条（保険金額の調整） 1 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、お客様、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、お客様は、弊社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。 2 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合は、お客様は、弊社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。
第16条（重大事由による解除） 1 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (1) お客様が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。 (2) 被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。 (3) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。 (4) お客様が、次のいずれかに該当するとき。 ①反社会的勢力（注）に該当すると認められること。 ②反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ③反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。 ④法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。 (5) 前4号に掲げるもののほか、お客様または被保険者が、前4号の事由がある場合と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。 (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 2 弊社は、被保険者が第1項(4)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。 (注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。 3 第3条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害が発生した後に、第1項または第2項の規定による解除がなされた場合であっても、第1項各号の事由または第2項の解除の原因となる事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した第3条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害に対しては、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。 4 お客様または被保険者が第1項(4)①から⑤までのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項(4)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。 5 第1項または第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
第17条(保険料の払込方法) 1 お客様は、保険料を口座振替の方法により払い込まなければなりません。 2 前項において、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。 (1) お客様の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、弊社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関(以下「提携金融機関」といいます。)に、保険契約締結のときに開設されていること。 (2) お客様から弊社への保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日までになされていること。
第18条(保険料の払込み) 1 第1回目の保険料(以下「初回保険料」といいます。)および第2回目以降の保険料の払込みは、それぞれ提携金融機関ごとに弊社の定める期日(以下「払込期日」といいます。)に、指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行うものとします。 2 弊社は、保険料の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、払込期日に払込みがあったものとみなします。 3 お客様は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。 4 お客様は、初回保険料は保険始期日の属する月の翌月の払込期日に2ヶ月分、第2回目以降の保険料は初回保険料払込期日の翌月以降各月の払込期日に1ヶ月分を払い込まなければなりません。 5 継続契約の場合、お客様は、初回保険料は保険始期日の属する月の払込期日に1ヶ月分、

第2回目以降の保険料は初回保険料払込期日の翌月以降各月の払込期日に1ヶ月分を払い込まなければなりません。

第19条（保険料不払の場合の保険金支払）

1 弊社は、お客様が、初回保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、初回保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

2 弊社は、お客様が、第2回目以降の保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、第2回目以降の保険料の払込期日の属する月の保険始期応当日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

3 弊社は、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険料を払い込むべき払込期日に払込みがない場合でも、お客様が、当該保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料全額を払い込んだ場合、もしくは、保険料払込猶予期間満了日の翌日以降において、当該保険料全額を支払うべき保険金の額から差し引いた場合には、保険金をお支払いします。

第20条（保険契約が失効となる場合）

1 保険料払込猶予期間までに、払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は失効します。

2 第1項の規定により、保険契約が失効したときは、保険料を返還しません。

3 第1項の規定による失効日は、保険料払込猶予期間満了日の翌日とします。

4 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

（1）家財の全部が滅失した場合。

（2）家財の全部を譲渡した場合。

第21条（保険料の返還または請求）

1 弊社は、第9条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

2 弊社は、第9条（ご契約時の告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

3 弊社は、第10条（ご契約後の通知義務）第3項および第4項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

4 弊社は、第10条（ご契約後の通知義務）第4項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

5 弊社は、お客様が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（弊社が、お客様に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り）は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については、この限りではありません。

6 弊社は、第12条（保険契約が無効となる場合）第1項（1）の場合は保険料を返還しません。ただし、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。 7 弊社は、第12条（保険契約が無効となる場合）第1項（2）の場合は、保険料の全額を返還します。 8 弊社は、第12条（保険契約が無効となる場合）第1項（3）の場合は、保険料を返還しません。 9 弊社は、第13条（お客様による保険契約の解約）第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、保険料を返還しません。 10 弊社は、第20条（保険契約が失効となる場合）の場合は、保険料を返還しません。 11 第14条（保険契約の取消し）の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。 12 第15条（保険金額の調整）第1項の規定により、お客様がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。 13 第15条（保険金額の調整）第2項の規定により、お客様が保険金額の減額を請求した場合には、弊社は、保険料を返還しません。 14 第16条（重大事由による解除）第1項または第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。
第22条（保険料の増額または保険金の削減） 1 弊社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。 2 弊社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。 3 第1項および第2項の適用を行う場合は、お客様に書面にて速やかに通知します。
第23条（保険契約の継続） 1 弊社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「継続案内書」といいます。）を郵送または電磁的方法により通知します。 2 第1項の継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、お客様は、この保険契約の満了する日の30日前までに、郵送または電磁的方法により、弊社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第9条（ご契約時の告知義務）の規定を適用します。 3 弊社は、第1項の規定により継続案内書を送付した場合において、お客様より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を継続します（以下「継続契約」といいます。）。以後、継続契約が満了する都度同様とします。 4 弊社は、保険契約を継続した場合には、継続証をお客様に送付します。 5 弊社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当

性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

6 継続契約に適用する保険料（付帯される特約の保険料を含みます。）は、各継続契約の初日における弊社の保険料の算出方法により計算します。

7 継続契約に適用する普通保険約款、特約条項および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。

8 弊社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合は、その契約の継続を引き受けないことがあります。

9 弊社は、第5項および第8項の適用を行う場合は、お客様に書面にて速やかに通知します。

第24条（損害発生の場合のお手続き）

1 お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知しなければなりません。

2 弊社は、第1項の通知を受けたときは、事故が生じた住宅を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。この場合の費用（調査会社等へ支払う費用のことをいいます。）については、弊社が給付として調査会社等へお支払いします。

3 お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第25条（損害防止義務および損害防止費用）

1 お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2 弊社は、第1項の場合において、お客様または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（1）、（2）および（3）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、次に掲げる費用（以下「損害防止費用」といいます。）に限り、これを負担します。ただし、第6条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。

（1） 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用。

（2） 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用。

（3） 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。

3 お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者が故意または重大な過失によって第1項の義務を怠ったときは、弊社が損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて、保険金の額を決定します。

4 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額）第1項の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条（他の保険契約がある

場合の保険金の額) 第1項の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは、「第25条(損害防止義務および損害防止費用) 第2項によって弊社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

5 弊社は、第2項の負担金と第3条第1項から第17項の保険金との合計額が保険金額をこえるときでも、第2項の負担金をお支払いします。

第26条(保険金の請求)

1 弊社に対する保険金請求権は、第3条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害が発生したときから発生し、これを行行使することができるものとします。

2 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券等に添えて、次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを、弊社への事故通知日からその日を含めて30日以内に弊社に提出しなければなりません。なお、この期間を超えた場合でも、保険金請求権が時効消滅しない限り、保険金をお支払いします。

(1) 保険金の請求書。

(2) 損害見積書。

(3) 家財の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類。

(4) 他の保険契約の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面。

(5) その他、弊社が第27条(保険金をお支払いする時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、弊社が交付する書面等において定めたもの。

3 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくて第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

5 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の(1)から(3)までに該当する者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者。(法律上の配偶者に限ります。)

(2) (1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族。

(3) (1)および(2)に規定する者がいない場合または(1)および(2)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または(2)以外の3親等内の親族。

6 第5項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。

第27条（保険金をお支払いする時期）

1 弊社は、被保険者が第26条（保険金の請求）第2項の手続きを完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

（1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。

（2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。

（3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係。

（4）保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無。

（5）前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。

2 第1項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

（1）第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号））に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。 180日

（2）第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会。 90日

（3）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査。 60日

（4）第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査。 180日

3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、お客様または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

4 弊社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第28条（残存物および盗難品の所有権）

1 弊社が第3条（保険金をお支払いする場合）第1項もしくは第2項の損害保険金または第4項の持ち出し家財保険金をお支払いしたときでも、家財または持ち出し家財の残存物の所有権その他の物権は、弊社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、弊社に移転しません。

2 盗取された家財または持ち出し家財について、弊社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の損害保険金または第4項の持ち出し家財保険金をお支払いする前にその家財または持ち出し家財が回収されたときは、家財または持ち出し家財の回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったとみなします。 3 盗取された家財または持ち出し家財について、弊社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の損害保険金または第4項の持ち出し家財保険金をお支払いしたときは、その家財または持ち出し家財の所有権その他の物権は、家財または持ち出し家財の再調達価額に対する保険金の割合によって、弊社に移転します。 4 第3項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額を弊社に支払って、その家財または持ち出し家財その他の物権を取得することができます。
第29条（保険金お支払い後の保険金額） 弊社が保険金をお支払いした場合においても、第20条（保険契約が失効となる場合）第4項（1）の場合を除き、この保険契約の保険金額は減額されません。
第30条（損害発生後の保険の目的の滅失） 弊社は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときは、当該損害に係わる家財が、当該損害の発生後に、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故によらずに滅失したときであっても、当該保険金をお支払いします。
第31条（評価人および裁定人） 1 再調達価額または損害の額の程度について、弊社とお客様、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。この場合において、評価人の間でも意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつ負担するものとします。
第32条（保険金請求権の行使期限） 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第20項の規定による請求権は、保険の目的に損害が生じたときの翌日から起算して3年を経過した場合には、これを行使することはできません。
第33条（代位） 1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。 （1）弊社が損害の額の全部を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額。 （2）前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額。 2 第1項第2号の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。 3 お客様および被保険者は、弊社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合にお

いて、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。			
第34条（破産）			
1 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。			
2 お客様が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。			
第35条（訴訟の提起）			
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。			
第36条（準拠法）			
この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。			
別表1（第5条（他の保険契約がある場合の保険金の額））			
第3条 （保険金をお支払い する場合）			支払限度額
1	第1項または第2項の損害保険金の額	貴金属等	1個または1組ごとに30万円（他の保険契約に、限度額が30万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）、1回の事故につき50万円（他の保険契約に、限度額が50万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		上記以外	損害の額
2	第3項の損害保険金の額	通貨	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円（他の保険契約に、限度額が20万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		預貯金証書	1回の事故につき、1世帯ごとに200万円（他の保険契約に、限度額が200万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
3	持ち出し家財保険金		1回の事故につき、50万円（他の保険契約に、限度額が50万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
4	第5項の損害保険金の額（第三者のいたずら）		1回の事故につき、30万円（他の保険契約に、限度額が30万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
5	第6項（	第4条第6項（1）①に該当する場合	1回の事故につき、保険金額（他の保険契約の保険金額が弊社の保険金額を超えるものがあるときは、これらの保険金額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額

	1) の損害保険金の額（水害）	第4条第6項（1）②に該当する場合	1回の事故につき、60万円（他の保険契約に、限度額が60万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		第4条第6項（1）③に該当する場合	1回の事故につき、30万円（他の保険契約に、限度額が30万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
6	第6項（2）の損害保険金の額（水害）		1回の事故につき、保険金額（他の保険契約の保険金額が弊社の保険金額を超えるものがあるときは、これらの保険金額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
7	臨時費用保険金		1回の事故につき、100万円（他の保険契約に、限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または臨時費用保険金の額のいずれか低い額
8	修理費用保険金		1回の事故につき、100万円（他の保険契約に、限度額が100万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または修理費用の額のいずれか低い額 ただし、第3条第8項（9）の場合は、1回の事故につき50万円（他の保険契約に、限度額が50万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または修理費用の額のいずれか低い額
9	水道管等修理費用保険金		1回の事故につき、10万円（他の保険契約に、限度額が10万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または水道管等修理費用の額のいずれか低い額
10	地震火災費用保険金		保険の目的の再調達価額の5%（他の保険契約に、限度額が保険の目的の再調達価額の5%をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）をまたは地震火災費用の額のいずれか低い額
11	ドアロック交換費用保険金		1回の事故につき、3万円（他の保険契約に、限度額が3万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）またはドアロック交換費用の額のいずれか低い額
12	ピッキング防止費用保険金		1回の事故につき、3万円（他の保険契約に、限度額が3万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）またはピッキング防止費用の額のいずれか低い額

13	残存物清掃費用保険金	残存物清掃費用の額
14	近隣見舞費用保険金	1回の事故につき、5万円（他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が5万円をこえるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数に乗じて得た額
15	緊急避難費用保険金	緊急避難費用の額
16	洗面台交換費用保険金	1回の事故につき、5万円（他の保険契約に、限度額が5万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または洗面台交換費用の額のいずれか低い額
17	ガラス交換費用保険金	1回の事故につき、10万円（他の保険契約に、限度額が10万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）またはガラス交換費用の額のいずれか低い額
18	便器交換費用保険金	1回の事故につき、10万円（他の保険契約に、限度額が10万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または便器交換費用の額のいずれか低い額
19	浴槽交換費用保険金	1回の事故につき、5万円（他の保険契約に、限度額が5万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または浴槽交換費用の額のいずれか低い額
20	遺品整理費用保険金	30万円（他の保険契約に、限度額が30万円をこえるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）または遺品整理費用の額のいずれか低い額